

須坂市農業委員会 令和5年3月総会 議事録

- 1 招集 令和5年3月28日(火) 午後3時
- 2 開会 令和5年3月28日(火) 午後3時
- 3 閉会 令和5年3月28日(火) 午後3時50分
- 4 場所 須坂市役所 議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (13人)

出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	7番	市村修一	推進委員	15番	丸山輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	8番	斎藤 稔	〃	16番	坂田 学
農業委員	1番	原千賀子	〃	9番	春原 博	〃	17番	春原 等
〃	2番	松田かよ	〃	10番	小林 昇	〃	18番	中村嘉博
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	19番	櫻井清一
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治	〃	20番	竹前清孝
〃	6番	上原昌雄						

- 6 欠席した農業委員 3番 神林秀明
欠席した農地利用最適化推進委員 21番 大澤敏志

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第35号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定について

報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課課長補佐 横田宏樹

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会3月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、神林委員、大澤推進委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数14人中、過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 新型コロナに関しては以前と比べますと大分落ち着きを見せておりますが、まだまだ不透明な状況です。そのような中、農作業等も忙しくなるところではございま

すが、3月総会にご出席いただき、大変ありがとうございます。

また、先ほどの非農地の審議にあたっての現地視察は大変ご苦労様でした。

本日の総会は令和4年度最後の総会でもあり、議事がスムーズに進行しますようご協力をお願いします。

議長 3月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、2番松田かよ委員、4番返町惇委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数5件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございいますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございいますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第32号の5件について、許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第32号の5件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第33号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら推進委員さんで何かございいますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5番 場所はどこになりますか。それと前回審議と今回とで農地区分が異なりますが理由は何ですか。

事務局 (地図で説明)

農地区分については県の助言により変更させていただきました。

議長 ほかにないようでしたら推進委員さんで何かございいますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第33号の2件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第33号の2件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数43件を議題といたします。

最初に、No.1からNo.22までの22件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございいますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 34 号のNo. 1 からNo.22 までの 22 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 34 号のNo. 1 からNo.22 までの 22 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 34 号のNo.23 からNo.33 までの 11 件について、審議いたします。

説明員 事務局の説明を願います。

議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 34 号のNo.23 からNo.33 までの 11 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 34 号のNo.23 からNo.33 までの 11 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 34 号のNo.34 からNo.43 までの 10 件について、審議いたします。

説明員 事務局の説明を願います。

議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 34 号のNo.34 からNo.43 までの 10 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 34 号のNo.34 からNo.43 までの 10 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 35 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の決定について」審議件数 1 件について審議いたします。

議長 なお、本件につきましては、全 476 筆の審議になりますが、一括して審議させていただきます。

議長 事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 35 号の 1 件について、非農地と決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 35 号の 1 件については、非農地と決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長

次に、報告に移ります。

報告第 20 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 1 件、報告第 21 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

この件についてご質問はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、3 月総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。